

### 改正理由

「保育事業認可前審査第1～8部会」において、現行（改正前）の所掌事項では、「保育事業認可部会」と同様であり、名称についても「許認可事務」を所掌しているかのようにも捉えられるとの監査指摘があった。

「保育事業認可前審査第1～8部会」は、保育所等設置運営予定者及びその計画が児童福祉法上の基準を充足しているかなどの適合性を審査するものであることから、所掌事項の明確化のため次のように要綱を改正する。

### 改正内容

#### 改正後

部会名称	所掌事務
保育事業認可部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法第34条の15第4項に基づく<u>家庭的保育事業等の認可前の意見聴取に関する事項</u></li> <li>・ 児童福祉法第35条第6項に基づく<u>保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項</u></li> </ul>
保育事業設置運営 予定者審査 第1～8部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>児童福祉法第34条の15第3項及び大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と家庭的保育事業等の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項</u></li> <li>・ <u>児童福祉法第35条第5項及び大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と保育所の設置運営予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び設置運営予定者の計画との適合審査に関する事項</u></li> </ul>

#### 改正前

部会名称	所掌事務
保育事業認可部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法第34条の15第4項に基づく<u>地域型保育事業の認可前の意見聴取に関する事項</u></li> <li>・ 児童福祉法第35条第6項に基づく<u>保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項</u></li> </ul>
保育事業認可前 審査第1～8部会	